

京都府警察組織犯罪対策要綱の制定について（通達）

最終改正 令和 8. 9. 9 例規刑企第32号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

この通達は、組織犯罪が近年の治安悪化の大きな原因となっていることを鑑み、京都府警察が一体的に犯罪組織の実態を的確に把握し、所要の対策を講じ、効果的な打撃を与えることにより、犯罪組織の弱体化及び壊滅を図るために必要な基本的事項を定めたもので、平成17年4月1日から実施しています。

その内容は、

- 組織犯罪対策の基本姿勢
- 専門的な技術を有する捜査員の育成
- 組織犯罪に係る情報の収集、分析等
- 戦略的な組織犯罪対策の推進
- 組織犯罪対策に有効な捜査手法等の積極的活用
- 組織犯罪対策の重点

等です。